

事業系ごみの24時間受入を開始します

事業活動に伴って発生する生ごみなどの収集・運搬は、横浜市から許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者が行っています。

現在、本市の焼却工場では、午前7時から午後5時30分まで、ごみの受入を実施していますが、繁華街の飲食店などでは夜間営業が行われており、様々な営業形態のある事業系ごみの迅速な収集を行うことで、街の美化につながります。

このたび、平成31年1月28日（月）から、許可業者が収集する事業系ごみの24時間受入を開始することといたしましたのでお知らせします。

1 事業系ごみ24時間受入を行う工場

資源循環局金沢工場（金沢区幸浦2-7-1）

2 24時間受入を開始する日時

平成31年1月28日（月）午後5時30分から夜間受入を開始します。

3 夜間・日曜受入れ

夜間（午後5時30分から翌日の午前7時まで）及び日曜日は、搬入方法が変わりますので、事前に登録が必要です。（随時登録を受け付けます。）

（参考）

・これまでの受入可能時間：

日曜日を除く、午前7時から午後5時30分まで（工場により異なる）

鶴見工場のみ日曜日受入（午前8時から正午まで、午後1時から午後3時45分まで）

・24時間受入は、政令指定都市として、京都市と広島市に次いで3番目となります。

（東日本では初）

お問合せ先		
（事業系ごみ24時間受入に関すること）	資源循環局施設課長	八 焔 浩 Tel 045-671-2527
（収集運搬業許可業者に関すること）	資源循環局一般廃棄物対策課長	宮田 綾子 Tel 045-671-2558